**社会保障II　2023年12月6日（水）2限目 10:40 ～12：10 　講義室 304**

**第10回【雇用保険制度の概要】目的、対象、給付の内容、財源構成　第5章社会保障制度の体系 第４節労災保険制度と雇用保険制度の概要 （3）雇用保険制度　p.205-214**

**●リアクションペーパーII＃10**

**学科名　　　　　　　　　学年　　　　学生番号　　　　　　　氏名**

**１．雇用保険制度の概要**

**□雇用保険制度は、労働者の失業／雇用継続／職業教育訓練／家族介護／育児休業などについて必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定、求職活動・就業継続を促進することを目的としている。**

**□雇用保険二事業とは、雇用安定事業（失業予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大）と能力開発事業（能力の開発及び向上）をいう**

**□雇用保険給付には失業等給付（求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付）＋育児休業給付などがある。**

**□雇用保険制度は第二次世界大戦後の経済の混乱による生じた多数の失業者の救済を目的に1947（S22)年に創設された。**

**□1960年代の高度経済成長が終わり、1974年の石油ショックを契機に再び失業率の上昇と低成長経済への移行が始まり、制度の見直しが行われ、1975（S50）年雇用保険法が成立、失業予防・雇用促進などの機能が追加され雇用保険三事業（現在：雇用保険二事業）に拡張される。**

**□その後も就業構造の変化に対応し、育児休業給付、高齢雇用継続給付、介護休業給付、教育訓練給付の創設などが行われている。**

**□雇用保険の財源＝事業主と労働者（被保険者）が負担する保険料＋国庫負担。**

**２．雇用保険給付**

**□求職者給付の一般被保険者給付の基本手当（いわゆる失業手当）：受給条件は一般被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合でハローワークへの登録、被保険者期間12 か月以上。受給期間は年齢（高）・雇用保険期間（長）・離職理由（倒産・解雇）により90日から360日。受給額は基本手当日額＝離職前6ヶ月の平均日額の50％から80％（60－65歳は45％から80％）。**

**□その他の求職者給付：高齢者求職給付金（被保険者期間に応じ基本日当額の30日または50日分の一時金支給）、短期雇用被保険者に対する特例一時金、日雇労働被保険者に対する日雇求職者給付金がある。**

**□就職促進給付は失業者の再就職を促進するための手当：就職促進給付（再就職手当、就業促進定着手当、就業手当、常用就業支援手当)、移転費、求職活動支援費がある。**

**□教育訓練給付には一般教育訓練給付金：指定の教育訓練を受講修了した場合、受講費用の20％（上限10万円）支給と専門実践教育訓練給付金：指定する教育訓練（業務独占資格または名称独占資格、専門学校の職業実践専門課程、専門職大学院）受講費用の50%（上限40万円／年）修了後１年以内雇用＝受講費用の20%（上限16万円／年）追加支給。**

**□雇用継続給付：高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金／介護休業給付がある。**

**□育児休業給付：元々雇用継続給付金であったが2020(R2)年度から出生時（産後8週間以内）と育児（１歳未満）について育児休業・育児休業給付金（当初６ヶ月休業前賃金日額の67％6ヶ月以降50%☓休業日数）を取得できるようになった。**